

広 報

ふさう

5

2018

平成 30 年



テーマ 『扶桑町の文化財』

「ひまわりあんしん情報メール」の
配信登録

【QRコード】



【空メールアドレス】

fuso_bousai@entry.mail-dpt.jp

詳しくは扶桑町ホームページをご覧ください。

町政コーナー	P 2 ～ 25
みてみよう町の仕事 Part.1	P 2 ～ 4
平成 30 年度 新役員紹介	P 5
国民健康保険制度が変わります	P 10・11
家庭ごみ収集について	P 22
情報のたまため箱	P 26 ～ 30
募集コーナー	P 31
Zoom	P 32
保健コーナー	P 33 ～ 35

「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」

平成30年度

みてみよう町の仕事 Part.1

政策調整課 内線 313

先月号でお知らせしました平成30年度扶桑町予算について、第5次扶桑町総合計画（平成30年度～39年度）の基本目標である「1. みんなで“支え合う”～ほっこり暮らせるまちづくり～」「2. みんなで“学び育む”～次代と豊かな心を育むまちづくり～」「3. みんなで“守る”～思いやりのある安全・安心なまちづくり～」「4. みんなで“活かす”～住み続けられる・魅力あるまちづくり～」「5. みんなで“創る”～ともに支える自立した行政経営～」に基づく主な事業の内容や予算額を、今月と来月の2回に分けてお知らせします。今月号は、基本目標1及び基本目標2についてお知らせします。

なお、各事業の内容は概要のみの紹介ですので、詳しくは直接各担当課へお問い合わせください。

基本目標 1

みんなで“支え合う” ～ほっこり暮らせるまちづくり～

子育て支援

◇子ども・子育て支援事業計画策定事業 **新規**

健康福祉部福祉児童課

事業費 170万7千円

平成32年度から平成36年度までの5年間における子ども・子育て支援事業計画のため、現在扶桑町で求められるニーズ調査を実施します。

◇子育て世代包括支援センター事業 **新規**

健康福祉部福祉児童課

事業費 24万5千円

子育て中の家庭を支援するため、総合的相談支援サービスを提供する相談窓口を設置します。

◇放課後児童クラブ専用棟整備事業 **新規**

健康福祉部福祉児童課

事業費 6億7,177万5千円

各小学校に放課後児童クラブ専用棟を建設し、平成31年度から小学校6年生までの保育を実施します。

◇児童館整備事業 **新規**

健康福祉部福祉児童課

事業費 2,205万4千円

平成31年度に児童館の建設を着工するに当たり、工事の実施設計を行います。また、児童館運営を話し合うためのワークショップを開催します。

健康づくり

◇第2次健康日本21扶桑町計画 中間評価事業 **新規**

健康福祉部介護健康課

事業費 165万3千円

平成26年度から10年間の健康増進計画の中間年における評価、見直しを行います。

高齢者福祉

◇老人憩の家トイレ改修事業 **新規**

健康福祉部介護健康課

事業費 662万円

配水管取替、床面嵩上げ、小便器取替、洋式便器への取替等、トイレ利用環境を整備します。

障害者（児）福祉

◇自殺対策推進計画策定業務委託事業 **新規**

健康福祉部福祉児童課

事業費 148万5千円

地域の特性に応じた自殺対策を推進するために、扶桑町自殺対策計画を策定します。

◇特定相談支援事業 **新規**

健康福祉部福祉児童課

事業費 250万円

障害者等からの専門的な相談に対応するため、相談支援、指導及び助言を拡充するため、10月から相談支援事業を委託して実施します。

◇成年後見制度利用支援事業 **新規**

健康福祉部福祉児童課

事業費 398万7千円

成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護の充実を図るため、7月から尾張北部権利擁護支援センターを通じて事業を開始します。

社会保障

◇在宅医療・介護連携推進事業【介護保険特別会計】 **新規**

健康福祉部介護健康課

事業費 313万3千円

平成30年度から尾北医師会へ管内2市2町共同で事業委託を行います。

◇生活支援体制整備事業【介護保険特別会計】 **新規**

健康福祉部介護健康課

事業費 567万1千円

生活支援コーディネーターの配置等、社会福祉協議会へ委託し、生活支援体制整備を行います。

◇認知症総合支援事業【介護保険特別会計】 **新規**

健康福祉部介護健康課

事業費 629万円

地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームの設置等を行い、早期診断、対応への支援体制を構築します。

基本目標2

みんなで“学び育む”

～次代と豊かな心を育むまちづくり～

学校教育

◇校舎大規模改造事業 **新規**

教育委員会学校教育課

事業費 1億321万8千円

柏森小学校校舎のエアコン設置工事及び扶桑東小学校校舎のエアコン設置工事の実施設計を行います。

◇スクールソーシャルワーカー派遣事業《拡充》

教育委員会学校教育課

事業費 320万8千円

児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけや、問題を抱える児童生徒への支援を行います。

◇情報教育推進事業《拡充》

教育委員会学校教育課

事業費（小学校）3,418万2千円・（中学校）1,756万3千円

小中学校の教育用コンピュータ機器の更新を行います。

◇地域学習活動支援事業

教育委員会学校教育課

事業費 219万8千円

学習機会の拡充及び学習習慣の確立が必要な小学3年生から6年生の児童を対象に、土曜教室を実施します。

生涯学習

◇図書館活動事業 **新規**

冷暖房設備改修工事を実施します。

教育委員会生涯学習課

事業費 5,597万円

◇公民館管理事業《拡充》

中央公民館多目的トイレにオストメイトを設置するとともに、1階及び2階の男女トイレの洋式化を図ります。

教育委員会生涯学習課

事業費 310万5千円

◇チャレンジデー実行委員会補助事業

「チャレンジデー2018 in 扶桑」を実施するため、チャレンジデー実行委員会に補助金を交付します。

教育委員会生涯学習課

事業費 13万5千円

◇町民テニスコート改修事業

経年劣化した町民テニスコートの改修工事を実施します。

教育委員会生涯学習課

事業費 535万7千円

文化・芸術

◇文化会館施設・設備改修事業

中央監視装置・バッテリー取替工事、雨漏り改修工事を実施します。

教育委員会文化会館

事業費 443万3千円

男女共同参画

◇男女共同参画プラン策定事業

平成31年度からの次期男女共同参画プラン策定に向け、アンケート調査等を行います。

総務部政策調整課

事業費 140万7千円

扶桑町の財政状況についてホームページで公表しています。

(問い合わせ：政策調整課 内線 313)

扶桑町役場ホームページ <http://www.town.fuso.lg.jp/>

町政情報 → **予算・財政** → **財政** をクリックしてください。

Ｊアラートの訓練放送を行います

総務課 内線 216

全国一斉情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いて情報伝達訓練を行います。

▼日時 5月16日（水）午前11時頃

「チャイム音」

「これは、Ｊアラートのテストです。」が3回

「こちらは、こうほうふうそうです。」

「チャイム音」



なお、災害等の発生により中止する場合がありますので、ご了承ください。

平成 30 年度

新 役 員 紹 介

地域住民の皆さんと役場をむすぶパイプ役として活躍していただく
今年度の役員（区長・駐在員・衛生委員・スポーツ協力員・スポーツ
推進委員・消防団員）が決まりましたので、お知らせします。（敬称略）

	駐 在 員	衛 生 委 員	スポーツ協力員
地 区 名	氏 名	氏 名	氏 名
南 新 田	近藤 裕	近藤 隆	早岐 幸夫
高 雄 住 宅	山田 義孝	大野 文子	福嶋 章
北 新 田	石垣 敏郎	梅田 三男	森谷 孝幸
羽 根	那須 重成	高田 八郎	野久 孝司
羽 根 西	丹羽 栄司	村松 進一	藤原 義和
東 川 西	植島 博史	間宮 智美	香川 隆太
東 川 南	山本 栄	森 靖夫	富岡健太郎
東 川 北	澤木 羊一	林 久男	藤田 朋裕
扶 桑 住 宅	武内 新二	加藤 祐一	浜田 泉
南 定 松	河合 秀治	木村 伸一	松村 理
北 定 松	千田 修	千田紀己夫	千田 真也
高 雄 団 地	佐藤 和年	田中 義一	久世 史晴
福 塚	宇佐美 寛	長谷川孝一	千田 利美
宮 島	石田 五郎	齊藤 薫	一戸 学
伊 勢 帰	岩崎 敏治	中森 博	酒井志乃武
扶 桑 台	服部清二郎	石井 克典	西部 昭夫
山 那	天野 清和	米田 和司	中村 研人
小 淵	市原 光雄	市川 和正	市川 富男
大 門	坪内 良弘	平岡 益男	藤井 勇輔
森	遠藤 猛	岩井 利博	山田 強
前 野	川田喜久夫	白木 堯	小室 和広
野 田	山田 二夫	井上 裕樹	高木 邦光
西 村	伊藤 博之	川田 捨治	伊藤 慎
寺 前	水谷 由夫	重本 初芳	浅井 清志
中 村 住 宅	森崎 貴行	伊藤 勝	雪竹 秀士
斎 藤 東	大藪 芳直	小川 俊典	河合 史夫
斎 藤 西	原 昭弘	今枝 一美	松田千鶴奈
斎 藤 中	佐々木秀人	長尾 晴敏	浦野 隆志
斎 藤 南	伊藤 裕康	南川 正規	井上 貴博
斎 藤 北	田口 敏彦	伊藤 忠俊	大藪 竜次
緑 ケ 丘	青木 馨一	鈴木 稔	大石 亮
高 木 東	加藤 逸夫	鈴木 米保	水谷 安宏
高 木 西	澤木 昌平	澤木 真澄	片岡 章人
柏 森 東 1 区	筒井 光彦	黒木 賢史	中村 址
柏 森 東 2 区	兼松 章仁	藤井 和保	
柏 森 レインボー	亀井 陽子	齊藤 忍	吉野 宏
柏 森 西	中田 吉典	佐谷 吉雄	田内 幸一
柏 森 南	滝 昌峰	脇田 芳男	新地 修
柏 森 北	岡山 喬	高木 一宏	杉本 金次
中 島	高橋 好枝	山田 芳江	近藤 麻記
花 立	鈴木 哲	留置 勇治	山田 叔照
平 塚	佐野 潤	恒川小百合	近藤 善紀
ビレッジハウス扶桑	佐藤 貞秋	長宮 雅春	中村信次郎

区長および駐在員代表	
地 区	氏 名
高 雄	河合 秀治
山 那	天野 清和
小 淵	市原 光雄
南 山 名	川田 英夫
斎 藤	河村 正俊
高 木	澤木 昌平
柏 森	兼松 仁

スポーツ推進委員	
氏 名	
会 長	倉地 延好
副会長	大河原光雄
副会長	倉知 千明
副会長	吉野 千恵
	今枝 伸一
	伊東 京子
	保浦 和美
	高木 茂伸
	牛野真由美
	岡田 昭
	河内奈緒美
	北折由紀子
	高坂 齐
	川本 恭一
	小林 隆光

消防団員（幹部）	
役 職 名	氏 名
団 長	大藪 孝志
副 団 長	橋本 大智
同	小林 豊
第1分団	分 団 長 小島 隆明
	副分団長 山下 直治
第2分団	部 長 遠藤 利典
	分 団 長 後藤 健太
第3分団	副分団長 柴田 弘明
	部 長 高木 達也
第3分団	分 団 長 藤本 哲哉
	副分団長 小川 芳弘
第3分団	部 長 池田 聡

扶桑町では、中・長期的な視点を持ち、かつ、すべての施策や個別計画を包括し整合性を持ってまちづくりを進めるために、「10年後の扶桑町がめざす姿」の実現に向けて取り組む内容を表した「第5次扶桑町総合計画」を策定しました。

計画期間は、平成30年度から39年度までの10年間です。

第5次扶桑町総合計画では「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」をまちづくりの視点とし、下記の施策体系に基づき取り組んでいきますが、その中で特に重点的・優先的に取り組む事業を「リーディングプラン」として掲げています。

基本計画に示す 25 の施策

リーディングプラン：特に重点的・優先的に取り組む事業



子育て

- ・放課後児童クラブ専用棟建設
- ・多機能児童館（保健センターとの複合施設）建設
- ・子ども・子育て利用者支援事業相談窓口設置
- ・小学校エアコン整備
- ・ICT教育の推進



都市整備

- ・国道41号線沿道周辺地区の新たな土地利用
- ・公共施設長寿命化計画の策定



インフラ

- ・2市2町広域ごみ処理施設整備
- ・（仮称）新愛岐大橋関連整備



直面する
人口減少問題
の解消

住みやすいと
感じ、ずっと
住み続けたい
と思うまちの
実現

出生率の
維持・向上

※第5次扶桑町総合計画は、ホームページでご覧いただけます。<http://www.town.fuso.lg.jp/>

第5次扶桑町総合計画を策定しました

政策調整課 内線 315

<まちづくりの視点>

みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町

<基本目標>

基本目標1 みんなで“支え合う”

～ほっこり暮らせるまちづくり～

お互いに支え合える環境をつくり、誰もが安心して暮らし、ほっこりとしたやさしさを実感できるまちづくりを目指します。また、多様な立場の人々が触れ合い、支え合えるつながりを醸成します。

基本目標2 みんなで“学び育む”

～次代と豊かな心を育むまちづくり～

住民が学校や家庭、地域などで生涯を通じて知識や経験、豊かな心を育むことができるまちづくりを目指します。また、「文化のまち扶桑」として個人や団体の活動を支援し、「文化の香り高いまち」を醸成します。

基本目標3 みんなで“守る”

～思いやりのある安全・安心なまちづくり～

地域に愛着を感じ、思いやりの心を持って良好な地域コミュニティを醸成するなかで、防災や防犯への備え、住みやすい生活環境づくりなど、地域が一体となって安全・安心な生活を守ります。

基本目標4 みんなで“活かす”

～住み続けられる・魅力あるまちづくり～

住民が郷土への誇りを感じながら、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。産業振興も視野に入れ、今ある地域資源を活かした、まちの新たな魅力づくりを進めます。

基本目標5 みんなで“創る”

～ともに支える自立した行政経営～

効果的な財源利用と新たな発想・工夫で行財政運営の手腕を磨き、住民と行政がお互いに尊重し協力しながら、自立した健全な行政経営を実践します。

<基本計画>

- [施策 1] 子育て支援
- [施策 2] 健康づくり
- [施策 3] 高齢者福祉
- [施策 4] 障害者（児）福祉
- [施策 5] 社会保障
- [施策 6] 学校教育
- [施策 7] 家庭教育・青少年育成
- [施策 8] 生涯学習
- [施策 9] 文化・芸術
- [施策 10] 男女共同参画
- [施策 11] 環境保全・循環型社会
- [施策 12] 防災
- [施策 13] 交通安全・防犯
- [施策 14] 住環境
- [施策 15] コミュニティ
- [施策 16] 公園緑地・景観
- [施策 17] 道路・公共交通
- [施策 18] 下水道
- [施策 19] 公共施設
- [施策 20] 農業
- [施策 21] 商工業・労働
- [施策 22] 協働のまちづくり
- [施策 23] 情報共有
- [施策 24] 行財政運営
- [施策 25] 職員の意識改革

まちづくり

行政経営

国民年金とマイナンバーの連携が開始されました

住民課 内線245

平成30年3月5日から、国民年金の各種届出にマイナンバー（個人番号）が利用されるようになりました。お手続きの際は、マイナンバーカードまたは通知カードなど、マイナンバーの分かる書類をお持ちください。また、従来通り基礎年金番号を用いて届出を行うことも可能ですので、マイナンバーが分からない場合は年金手帳や年金証書など、基礎年金番号の分かる書類をお持ちください。

年金相談を実施します

住民課 内線245

役場において、日本年金機構一宮年金事務所の出張年金相談を実施します。当日は、一宮年金事務所の職員が相談をお受けします。予約方法は次のとおりです。

▼予約方法 5月1日（火）から住民課窓口または電話で予約を受け付けます。予約の際に相談の予定時間をお知らせします。定員になり次第、受付を終了しますのでご了承ください。予約受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。

▼日時 5月18日（金）

・午前10時～正午
・午後1時～3時

▼場所 役場 2階第1会議室

▼お持ちいただくもの

年金相談のときには、年金証書、国民年金・厚生年金保険振込通知書、年金手帳や被保険者証など、本人であることを確認できるもの、また、お手続きに個人番号を用いる場合は、個人番号の確認できるマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。そのほか、相談者が代理人の場合は、委任状が必要になります。

＝ 5月19日（土）に水防・防災訓練を実施します ＝

総務課 内線216

この訓練は、災害対策基本法及び水防法に基づき、風水害による各種災害を想定した総合的な水防・防災訓練を実施し、水防団を始め防災関係各機関の技術の向上を図るとともに、一般住民の方にも水防・防災意識を高めていただくことを目的としています。

いざという時のために、ご家庭においてもこの機会に、防災についての話し合いをしましょう。

▼日時 5月19日（土）午前8時30分～午前10時30分
（雨天決行）

▼場所 扶桑緑地グラウンド

保育園からのお知らせ

子育て支援センター『にこにこらんど』

（高雄保育園内）

◆0,1歳フロアー

日時★5月18日（金）午前10時～11時30分
パネルシアター・誕生会

◆2,3歳フロアー

日時★5月11日（金）午前10時～11時30分
親子ヨガ

★5月25日（金）午前10時～11時30分
しゃぼんだま遊び・誕生会

※持ち物…着替え、水筒、帽子等

◆にこにこサロン 月～金曜日午前9時～午後4時

親子で、誰でも自由に遊びに来てください。

◆電話、面接相談

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
☎（92）4152

子育て支援センター『すくすくらんど』

（斎藤保育園内）

◆0,1歳フロアー

日時★5月18日（金）午前10時～11時30分
エプロンシアター・誕生会

◆2,3歳フロアー

日時★5月11日（金）午前10時～11時30分
しゃぼんだま遊び

★5月25日（金）午前10時～11時30分
小麦粉粘土遊び・誕生会

※持ち物…着替え、水筒、帽子等

◆すくすくサロン 月～金曜日午前9時～午後4時

親子で、誰でも自由に遊びに来てください。

◆電話、面接相談

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
☎（93）1867

園庭開放『ちびっこ広場』

高雄西保育園、高雄南保育園、山名保育園、柏森保育園、柏森南保育園で行います。予約の必要はありません。

日時 ★5月11日（金）・18日（金） 午前10時～11時30分

◎ 遊びの内容につきましては、保育園、子育て支援センターの「ちびっこ広場」の案内をご覧ください。

◎ 着替え、水筒、帽子等をお持ちください。

◎ いずれの保育園も駐車場がありませんので、自転車または徒歩でお越しください。

放置自転車禁止区域について

総務課 内線 214

名鉄柏森駅、扶桑駅周辺及び木津用水駅周辺については、「扶桑町自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、違法駐車及び迷惑駐車の一掃を目的とした放置自転車等禁止区域を指定しています。

放置自転車は、歩行者の通行に支障をきたすだけでなく、自転車盗など犯罪の原因になることもあります。駅周辺を安全で快適に利用していただくためにも放置自転車禁止区域には自転車等を放置しないよう皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆対象となる放置自転車等について

放置自転車等禁止区域（柏森駅、扶桑駅及び木津用水駅周辺）に自転車及び原動機付自転車を1時間以上放置されますと撤去の対象となります。また、撤去された自転車を受け取るには、役場総務課窓口での返還手続きのほか返還手数料が必要となります。

◆自転車等の返還について

▼返還場所 総務課

▼返還時間 平日 午後3時～5時
(年末年始及び土日祝日除く)

▼お持ちいただくもの

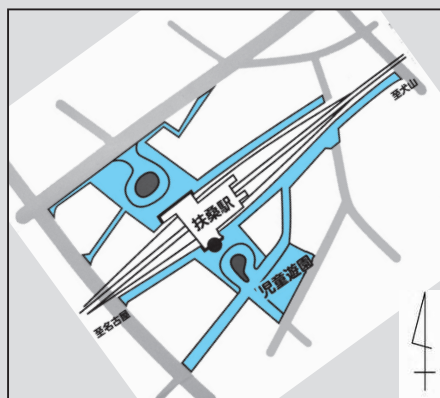
- ・受取人の本人確認書類等（免許証、保険証等）
- ・返還手数料（自転車1,000円、原付2,000円）
- ・自転車の鍵等



柏森駅周辺自転車等放置禁止区域



木津用水駅周辺自転車等放置禁止区域



扶桑駅周辺自転車等放置禁止区域

放置禁止区域

太陽光発電・太陽熱利用・

浄化槽設置の補助について

産業環境課 内線276・277

① 太陽光発電・太陽熱利用の補助

地球温暖化防止対策として、平成22年度から導入したもので、現在、申請受付中です。太陽光発電（10キロワット未満）は、最大80,000円、太陽熱利用は自然循環型15,000円、強制循環型30,000円です。家のリフォーム・新築の際には、ご検討ください。

② 浄化槽設置の補助

一般家庭で、汲取り及び単独浄化槽から合併浄化槽へ取り換えられる場合に補助金を交付しています。ただし、下水道認可区域や、新築・改築の場合には対象になりません。

①②のいずれも事前に申請が必要になりますので、工事前にご相談ください。（件数限定。先着順に受付。）

みんなでまちをきれいに

クリーンふそう530デー

産業環境課 内線276

今年も、「環境美化530運動」が近づいてきました。扶桑町では、5月27日（日）を「クリーンふそう530デー」として、町内一斉に住民の皆さんの参加による環境美化運動を行います。

環境美化530運動期間

5月21日（月）～6月3日（日）

クリーンふそう530デー

5月27日（日）午前8時～

予備日6月3日（日）

※ゴミを入れる袋は、各自お持ちください。また、軍手が必要な方も各自ご用意ください。

国民健康保険制度が変わります

住民課 内線 242

なぜ国保制度の見直しが必要？

この10年で70歳以上の高齢者数は1.3倍に、国民医療費も1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるために、平成30年度から愛知県が財政運営の責任主体となり国保制度を安定化（広域化）することとなりました。

なにが変わる？

愛知県は国民健康保険財政を運営していくために市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、標準保険料率を示します。町は愛知県に納付金を納めるために標準保険料率等を参考に保険税率を定め保険税を賦課・徴収する方法に変更になります。

▼参考：愛知県が示す扶桑町の標準保険料率

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割	7.16%	2.09%	1.82%
均等割	28,519円	8,307円	9,488円
平等割	20,307円	5,915円	4,576円

保険税率はどう変わる？

国民健康保険税は、今までは所得割・資産割・均等割・平等割の4方式により算定していましたが、今回の制度改革を機に資産割を廃止しました。また、所得割・均等割・平等割の3方式の税率を変更しました。

●資産割を廃止する理由は

- ・収益性のない居住用資産が多く、負担能力に直結しておらず、低所得者の負担が大きい。
- ・町外に所有する固定資産は保険税算定の対象ではないため、被保険者に不公平感がある。
- ・他の保険制度（後期高齢者医療、介護保険）には資産割がない。
- ・愛知県の標準賦課方式では資産割がない。

平成30年度の保険税率等

	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
所得割	5.40%	5.90%	1.60%	1.75%	1.40%	1.50%
資産割	22.0%	廃止	6.0%	廃止	5.0%	廃止
均等割	20,200円	22,800円	5,800円	6,500円	7,300円	8,000円
平等割	17,900円	18,600円	5,100円	5,300円	6,500円	5,800円
課税限度額	520,000円	540,000円	170,000円	190,000円	160,000円	変更なし

※ 扶桑町の標準保険料率と今回変更する税率には乖離があるため、しばらくの間は不足する財源を一般会計からの繰入金や繰越金で補填していきますが、将来的には標準保険料率に近づけていくことになります。

平成 30 年度の国民健康保険税の納期限

2月号の広報紙でもお知らせしましたとおり平成30年度からは仮算定が廃止されます。

今まで普通徴収（納付書または口座振替での納付）は、4月と7月に保険税の通知をしていましたが、平成30年度からは7月の1回のみの通知となります。

これにより、平成30年度分の保険税の納期限は7月から始まります。

平成 30 年度の国民健康保険税の納期限

第1期	平成30年7月31日（火）	第6期	平成30年12月25日（火）
第2期	平成30年8月31日（金）	第7期	平成31年1月31日（木）
第3期	平成30年10月1日（月）	第8期	平成31年2月28日（木）
第4期	平成30年10月31日（水）	第9期	平成31年4月1日（月）
第5期	平成30年11月30日（金）		

平成 29 年度と平成 30 年度の国民健康保険税について

保険税の算定方式を4方式から3方式へ変更したことに伴い、被保険者の人数や所得に大きな変更がない場合でも、ご負担いただく保険税の額が平成29年度と比べて変わります。

また、納期も10回から9回と1回分少なくなりますので、1回あたりのご負担が増えることが想定されます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

▼問い合わせ 住民課 内線 242・246～248

介護保険料を改定しました

介護健康課 内線 232

平成30年度から平成32年度の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を改定しました。

保険料は、所得水準に応じて所得段階を12段階とし、所得段階ごとの保険料額を設定しています。

●保険料基準額（平成30年度～平成32年度）

年 額	54,100 円
月 額	4,511 円

●所得段階別保険料額（平成30年度～平成32年度）

所得段階	保険料額 (年額)	対 象 者	
第1段階	24,300 円	町民税世帯 非課税	生保受給者又は老齢福祉年金受給者
第2段階	35,100 円		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	40,500 円		第1段階に該当しない場合で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方
第4段階	46,000 円	町民税世帯課税 かつ 本人非課税	第1段階に該当しない場合で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方
第5段階	54,100 円		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方
第6段階	64,900 円		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方
第7段階	70,300 円	町民税 本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方
第8段階	81,100 円		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
第9段階	86,600 円		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第10段階	92,000 円		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方
第11段階	97,400 円		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方
第12段階	102,800 円		前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方
			前年の合計所得金額が1,000万円以上の方

※「その他の合計所得」とは、合計所得金額から公的年金に係る雑所得を控除した額

※「合計所得金額」は、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額

平成 26 年度から補助金制度を開始しました !!

◆浸水防止塀設置費補助金制度の開始

本町では、平成 26 年 4 月 1 日から、近年頻発している集中豪雨被害の軽減対策として、過去に浸水被害に見舞われた方、また、今後浸水被害に見舞われそうな方を対象に、浸水による家屋等の被害を防止・軽減するため、新たに設置される「浸水防止塀」に対し、補助金を交付しています。

【補助金額】 浸水防止塀の設置又は材料費の 2 分の 1 に相当する額（消費税及び地方消費税を含む）
（補助金の上限は 200,000 円。ただし、千円未満の端数は切り捨て）

【補助対象者】 浸水による家屋の被害が発生する恐れがあると確認できる地区において、浸水防止塀を設置する者。

浸水防止塀の設置イメージ図



平成 23 年度から補助金制度を開始しました！

◆雨水利用貯留施設設置費補助金

本町では、平成 23 年 4 月 1 日から、町内において自らの負担により雨水貯留タンクを設置しようとする方を対象に補助金制度を設けました。この制度は、屋根に降った雨水を雨樋から水を集めて貯留タンクに貯めることにより、降雨時における河川への流入負担を軽減すること（雨水流出抑制）、貯水の庭木散水等への有効活用を図ること（雨水有効利用）を目的としています。

【補助金額】 雨水貯留タンクの購入費及び設置工事費の 4 分の 3 以内の額。（消費税及び地方消費税を含む）（補助金の上限は 1 基につき 30,000 円。ただし、千円未満の端数は切り捨て）

【補助の条件】 雨水貯留タンクは、1 基あたり 80 リットル以上の貯留容量があるもので散水等に有効利用できるもの。雨樋等を経て流入させるもので、負担者に対し 2 基まで。



雨水利用貯留施設
(200ℓ)

◆雨水浸透枳設置費補助金

平成 5 年 4 月より、雨水浸透枍の設置についても補助を行っています。
補助金は 1 基あたり 15,000 円（最大 4 基まで）です。



「家庭で出来る浸水・環境対策にぜひともご協力をお願いします」

※補助金の申請は購入及び設置前とし、申請から完了までを同一年度内にて実施してください。

※浸水防止塀設置費補助金、および雨水利用貯留施設設置費補助金などの手続きなど詳細についての問い合わせは土木課まで。

◆地域の皆さんへのお願い

田や畑には雨水をためて浸水被害を抑える働きがあるので積極的に保全していきましょう。



風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。



新たに下水道に接続する時には、家庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用しましょう。



◆ビジュアルボードフェアの開催

総合治水を町民の皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。
ぜひご覧ください。▼日時 6 月 1 日（金）～ 6 月 7 日（木） ▼場所 役場 玄関ロビー

◆総合治水ホームページ

総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。

<http://www.sougo-chisui.jp>

～流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する～

大雨から守ろう大切な町

5月15日（火）～5月21日（月）は総合治水推進週間です

土木課 内線 294



「新川流域の特定都市河川浸水被害対策法のシンボルマーク」

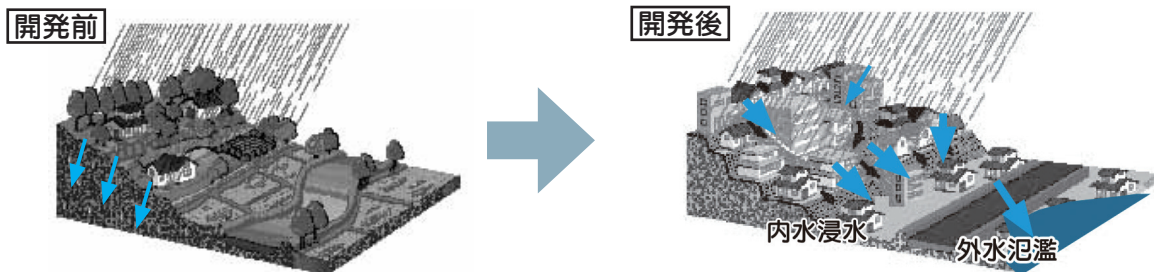
このシンボルマークは、雨のしずくを受け、水を貯め、緑をはぐくむことをイメージしたものです。

◆進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきれない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。

このため、山林や田畑を適正に保全していくことが、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。



◆浸水被害を防ぐための総合治水対策

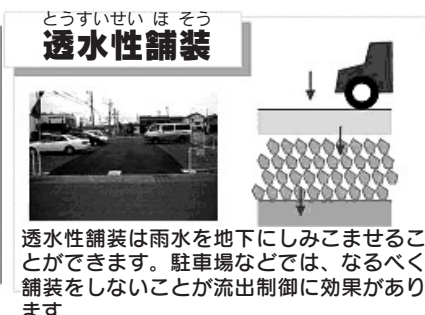
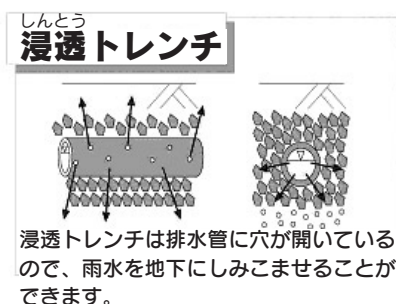
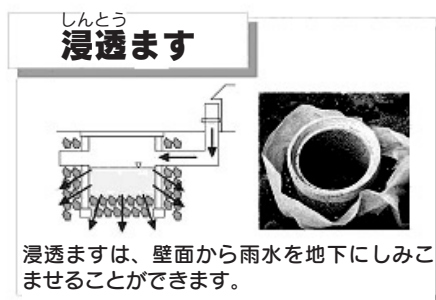
洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの河川の改修を行っています。それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことが出来ません。そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。

このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といい、新川流域では、昭和55年から愛知県や流域市町とともに「総合治水対策」を行っています。

◆雨水を貯留したり、地下に浸透させる施設

平成18年1月1日からは、「特定都市河川浸水被害対策法」の適用により500㎡以上の開発の際には、法に基づき雨水貯留浸透施設の設置が必要になりましたが、これより小規模の開発や既存宅地等での建替えの際にも、流出雨水量の抑制にご協力をお願いします。

住民の方にもできる「総合治水対策」の例として、下図のようなものがあります。これらをご家庭などに設置することで、河川に一度入ってくる雨水の量を減らすことができます。



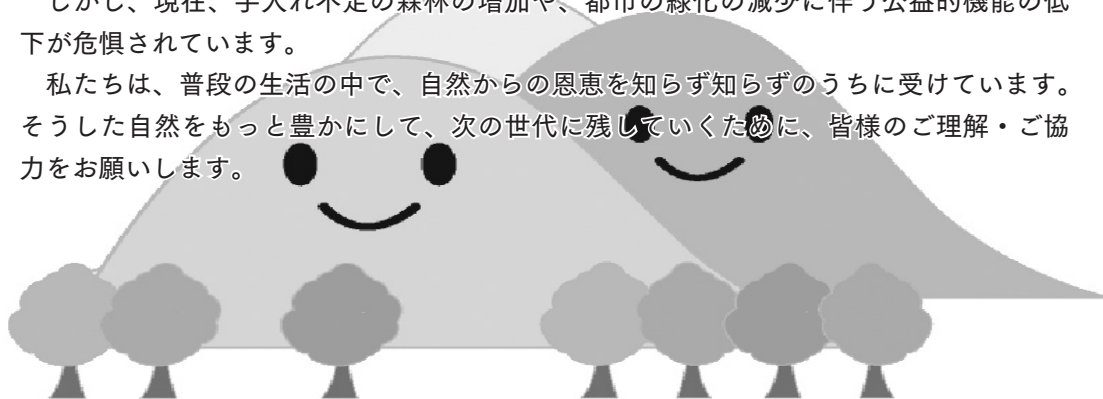
まちに緑をふやしませんか

都市整備課 内線 284

近年、環境問題への関心の高まりを背景として、地球温暖化防止や水源のかん養など、森や緑が有する多様な公益的機能に対する期待が高まっています。

しかし、現在、手入れ不足の森林の増加や、都市の緑化の減少に伴う公益的機能の低下が危惧されています。

私たちは、普段の生活の中で、自然からの恩恵を知らず知らずのうちに受けています。そうした自然をもっと豊かにして、次の世代に残していくために、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



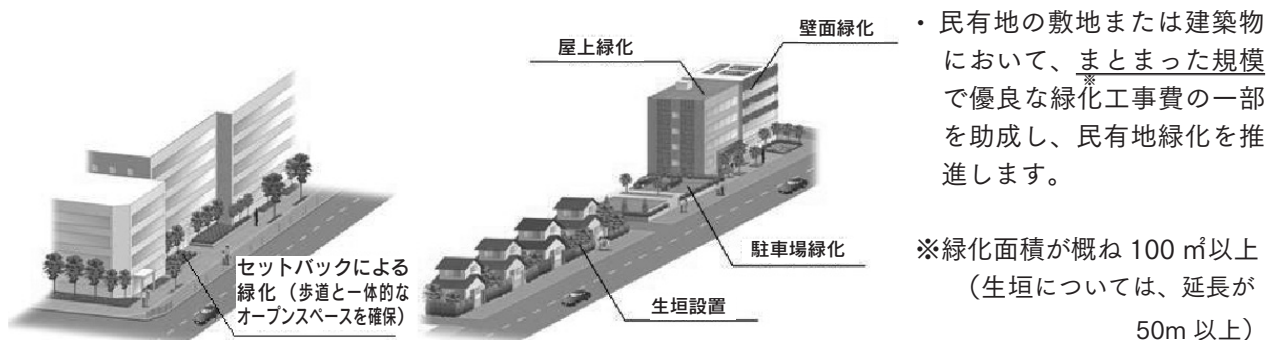
扶桑町都市緑化推進事業補助金制度

扶桑町では、平成21年度から導入された「あいち森と緑づくり税」を財源に、愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく補助金交付を実施しています。この事業（緑の街並み推進事業）は、町内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落で行われる一定の規模以上の民有地の緑化事業を対象に経費の一部に対し、補助金を交付するものです。

詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

また、扶桑町独自の記念樹配布・屋上緑化等への補助制度も実施しています。（次ページ参照）

緑の街並み推進事業



「緑の募金」でふせこう地球温暖化

緑の募金にご協力ください（4月1日～5月31日）

緑の募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年6月施行）に基づき、自発的な活動を生かして森林整備や緑化推進等を図る目的で、実施しています。



記念樹配布事業・屋上緑化等への補助事業を実施しています

1. 記念樹配布事業

都市整備課 内線 284

マイホームの新築、購入及び出生などの記念に樹木の苗を配布しています。

▼対象者

- マイホーム新築・購入の記念：施主・買主またはその建物に住む方
- 出生記念：出生した子供の保護者
- 結婚、入学もしくは卒業などの記念：記念の対象者、又は同居者
※ただし、扶桑町内に住所を有している方。

▼申請方法

以下リストから選んだ樹木名を記念樹配布申請書に記載し都市整備課へ提出します。

▼配布方法

対象となる要件を確認した後、「配布券」「記念樹受領書」が対象者へ交付されます。

年3回（6月、11月、3月）役場都市整備課へ「配布券」及び「記念樹受領書」を提出し、樹木の苗と交換します。



種 類	
キンモクセイ	ハナミズキ
ブルーベリー	ライラック
キンカン	5種類のなかから1本お選びください。

※記念樹は町内に植栽するものとします。

2. 扶桑町緑化推進事業

建物屋上、壁面及び住宅の生垣の設置に係る経費の一部を補助する制度を実施しています。

区 分	植栽の基準	補助率	補助限度額
屋上緑化	樹木又は地被植物等（一年草は除く）を主体とした緑化面積3㎡以上の植栽（プランター使用の場合は1基あたり容量100ℓ以上を使用）	緑化区画の造成及び灌漑施設等の工事、土壌及び植栽に要した経費の2分の1（施工面積1㎡あたり補助額2万円を上限）	30万円
壁面緑化	つる性植物等（一年草は除く）を主体とした緑化面積3㎡以上の植栽（プランター使用の場合は1基あたり容量100ℓ以上を使用）	つる性植物の購入並びに植栽及び誘引資材の設置に要した経費の2分の1（施工面積1㎡あたりの補助額1万円を上限）	30万円
生垣設置	建築敷地に対して行う延長5m以上の樹木の植栽（既存のブロック塀を取り壊しての設置の場合は2m以上） ただし、以下の条件にすべて当てはまる樹木の植栽に限る。 ア．植栽の全部が敷地の外から確認することができ、その一部は公道に接すること イ．樹木の高さは植栽面より70cm以上 ウ．延長1mにつき2本以上 エ．生垣が公道に接する場合、道路の中心線から2.5m以上後退していること	生垣の設置に要した経費の2分の1（延長1mあたり補助額6千円を上限） ただし、地上60cmを超える高さのコンクリートブロック等の基礎の上に生垣を設置したものを除く。	10万円

▼申請方法

工事に着手する日の **10日前までに** 補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。

（ただし、町税の滞納者、建物敷地を5年以下の賃貸借契約で借りている方等は対象外となります。）

▼問い合わせ 都市整備課

町行政全般をチエック

平成29年度監査概要

平成29年度において、地方自治法の規定に基づき実施した監査の概要と、その結果を次のとおりお知らせします。

監査委員事務局 内線362

扶桑町監査委員

岩本 幸松

佐藤 智恵子

例月出納検査

扶桑町で扱われる現金の出納・保管あるいは収入・支払事務が適法適切に行われているかどうかを主眼として、毎月1回実施した。

検査の対象 扶桑町における現金及びその出納・各種帳簿・証拠書類

検査の結果 収支現在高は、関係帳簿と照合し、適正に管理されていることを確認した。

なお、一部改善すべき点として、予算執行について5項目の意見を付し、適正に執行されるよう要望した。

決算審査

平成28年度の決算の各計数が正確であるか、また、事務事業は予算の目的に従い経済的、効果的、合法的に執行され、財政は健全に運営されているかどうかを主眼として実施した。

審査の期間 平成29年7月5日から同月14日までのうち7日間

審査の対象 平成28年度における各会計歳入歳出決算・同決算附属書類・基金運用状況

審査の結果 審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、関係法令に基づき処

理されており、その計数は正確に表示され、決算内容は概ね適正であった。

なお、一部改善すべき点として、時間外勤務、事務事業及び契約事務について3項目の意見を付し、適正に執行されるよう要望した。

財政健全化判断比率及び

資金不足比率審査

健全な財政状況の指標となる財政健全化判断比率及び特別会計事業の経営健全化を判断する資金不足比率について、その比率及び関係書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査実施日 平成29年8月7日

審査の対象 平成28年度財政健全化判断比率、資金不足比率

審査の結果 審査に付された比率等は、関係法令等に基づき作成されており、その算定は適正であると認められた。

定例監査

扶桑町の財務に関する事務の執行並びに事務事業が、法令に従い計画的かつ効果的に行われているか、また、組織が合理的に運営されているかどうかを主眼として実施した。

監査の期間

・第1回 平成29年10月30日から11月6日までのうち4日間

・第2回 平成30年2月5日から9日までのうち4日間

監査の対象

・第1回 総務部、会計室、議会事務局、監査委員事務局、産業建設部

・第2回 健康福祉部、教育委員会

監査の結果 各事務は、法令等に準拠して概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部改善すべき点として契約事務、事務事業について3項目の意見を付し、適正に執行されるよう指摘した。

財産管理監査

町有財産である各種施設が、適切に管理運営されているかどうかを主眼として実施した。

監査実施日 平成29年5月11日

監査の対象

扶桑町総合体育館、総合グラウンド、町民プール、北部グラウンド

監査の結果 全体として施設は整備され、良好に管理・運営されていると認められた。

なお、一部改善すべき点として2項目の意見を付し、適正に管理されるよう指摘した。

財政援助団体監査

町が交付した補助金が目的に従い適正に執行され、効果が十分に達成しているかどうかを主眼として実施した。

監査実施日 平成30年1月11日

監査の対象 社会福祉法人

扶桑町社会福祉協議会
監査の結果 監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められた。

工事監査

工事の施行が法令等に準拠して適正かつ効率的、合理的に行われているかどうか、また経済的に妥当であるかどうか、技術的調査を主眼として実施した。なお、調査は公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考にした。

監査実施日 平成30年1月26日

監査の対象 柏森長畑公園整備工事

監査の結果 工事は法令等に準拠して適正に執行されていると認められたが、設計、契約及び現場管理等について7項目を指摘した。

文化会館情報

“～人生を豊かに、心潤うひとときを～あなたの町の文化会館”

◆扶桑文化会館情報◆ ☎ (93)9000 開館時間：午前 9 時～午後 5 時

<月曜日(祝日は除く)・火曜日休館>

★5・6月開催公演情報

公演日	公演名	入場料	
5月13日(日) 午後2時開演	春風亭小朝独演会 (落語)	【全席指定】 S 席 3,500 円 A 席 3,000 円	
5月20日(日) 午後2時開演	劇団うりんこ 「夜明けの落語」 (お子様向けの劇)	【全自由席】 シングル 2,000 円 ペア 3,500 円 ※当日券 シングルのみ 2,500 円	
6月3日(日) 午後2時開演	「住民協働型事業」 Tokyo G Brass with マグナウインド クラシックコンサート	【全自由席】 一般 2,500 円 学生券(小学生～高校生) 1,000 円	
6月24日(日) 午後2時開演	第30回ふそう文化大学 ◇サーカス(親子ハーモニー) <全4回シリーズ公演/山根基世(7月)、 小原孝(8月)、中井智弥(9月)>	【全自由席】 一般 5,000 円 ※全4公演 ご覧いただけます。	

★貸館の受付開始

5月2日(水)より、会議室、リハーサル室、展示室、ホール練習の7月利用とホールの11月利用の申請受付を開始します。受付時間は午前9時から午後5時までで、先着順に受付します。但し、開始日に限り、午前9時から10時までは一括しての受付で、ご利用の日程が重複した際は、抽選となります。

6月からロビーコンサートが始まりますので、みなさまご期待ください。

Zoom

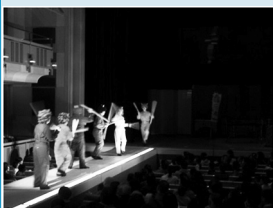
<扶桑文化会館編>

3月10日(土)に扶桑文化会館で町民ふれあい芸術劇場・おんがく体験講座や、亀淵元昭彫刻展を開催し、多勢の方で賑わいました。

<町民ふれあい芸術劇場>



マリンバアート∞インフィニティのトコトン打楽器ファミリーコンサートに500名の方々が来場されました。



花道から“鬼”が登場し大喚声があがりました。

<おんがく体験講座>



「さあ!! 私たちのミニ発表会よ」



ハンドベルやトーンチャイムを使って、音を奏でます。

<亀淵元昭彫刻展>



亀淵先生から熱心に説明をうけました。



本物の芸術作品に触れる親子

扶桑町の国民健康保険加入者・後期高齢者医療加入者のみなさんへ

平成30年度 人間ドック・脳ドック受診希望者募集のお知らせ

住民課 内線 242

扶桑町の国民健康保険加入者および扶桑町在住の後期高齢者医療加入者を対象とした人間ドックを実施します。受診を希望される方は、下記の内容をご確認いただき、住民課保険医療グループ窓口にてお申し込みください。

なお、申込多数の場合は抽選となり、ご希望のコースで受診できないことがあります。また、受診日、受診時間については希望者多数の場合には、ご希望に沿えませんので、予めご了承ください。

対象者	国民健康保険	(①から③の要件にすべて該当する方) ①受診申込日時点で満30歳以上 ②受診申込日から受診日まで継続して扶桑町の国民健康保険被保険者 ③扶桑町の国民健康保険税の滞納がない世帯に属する者 ※人間ドックは、扶桑町の国民健康保険が実施しています。扶桑町在住の方であっても扶桑町の国民健康保険の被保険者でなければ対象となりません。扶桑町の国民健康保険加入者以外の方がお申し込みされた場合で、申込期限までに加入手続きが行われていない場合は、申込は無効となります。
	後期高齢者医療	(①と②の要件にすべて該当する方) ①受診申込日から受診日まで継続して愛知県後期高齢者医療制度の扶桑町における被保険者 ②愛知県後期高齢者医療保険料の滞納がない世帯に属する者 ※申込日時点で国民健康保険加入者で、受診日時点で75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療加入者としてお申し込みください。 ※申込日時点で国民健康保険加入者で、受診日時点で65歳以上になり、一定以上の障害があり、後期高齢者医療への加入を選択される方は、後期高齢者医療加入者としてお申し込みください。
申込方法		19ページ～20ページに掲載されている申込用紙に記入し、住民課保険医療グループ窓口へ提出してください。申込用紙は保険医療グループ窓口または扶桑町ホームページにも用意してあります。 郵送での受付も可能です。電話・FAX・メール等での受付は行いません。 ※申込用紙は、1人1枚ご提出ください。 ※申込用紙の希望順位欄には、希望される順位を数字にてご記入ください。第1希望にて落選した場合に、第2希望以下の記載がある場合には、調整の対象となります。 ※不都合日の記載がある場合には、該当する日は医療機関との日程調整対象から除外されます。 ただし、記載されている日数により、不都合日を除外することが出来ない場合があります。
申込期間		5月1日(火)～5月18日(金)(午前8時30分から午後5時15分まで) ※郵送の場合は、5月18日(金)必着です。 ※土・日・祝日及び開庁時間外は、受付を行いません。また、第1・第3水曜日の夜間開庁時も受付を行いません。 ※申込み忘れや、病気等の急な事情により、申し込みが出来なくならないように、希望される方はお早めにお申し込みください。
受診者の決定		受診定員を超える申し込みがあった場合には、扶桑町国民健康保険運営協議会委員代表者と事務局にて、抽選を行います。結果につきましては、6月20日(水)までに全申込者に通知します。 受診決定された方には、決定通知発送後に改めて受診に関する案内を送付します。(送付時期は受診機関により異なります。) ※抽選結果により該当コースでの受診が出来なくなった際に、申込用紙の希望順位欄に第2希望以下の記載がある場合には、調整可能な最も順位の高い受診コースに振替しますので、ご了承ください。 記載がないコースは振替対象とはなりません。 なお、申込状況により、第2希望以下への振替が行えない場合もございます。
検査項目	人間ドック	身体計測、血圧検査、眼底・眼圧検査、心電図、肺機能検査、尿検査・検便、血液検査、胸部X線撮影、胃部X線検査(総合犬山中央病院と伊藤整形・内科は胃部内視鏡検査に変更するコースがあります)、腹部超音波検査、問診 ※胃部X線検査は、過去にバリウムを飲んでアレルギー症状があった方は、検査することができません。 ※胃部X線検査は、バリウムで誤えんする可能性のある方、検査中に自分で体位変換をすることが困難な方は、検査を受けられません。 ※受診機関により、オプションで検査項目を追加することができます。内容については、後日送付される案内でご確認ください。追加費用につきましては、助成の対象となりません。
	脳ドック	MR I 検査、MRA検査、頸動脈超音波検査 ※ペースメーカーをご使用の方は、脳ドックを受診することができません。

平成 30 年度 国民健康保険加入者 人間ドック・脳ドック受診申込用紙

被保険者証番号			
受診希望者氏名		電話番号	() —
住 所			
生年月日		性 別	男 ・ 女
受診希望コース		希望順位	
① 名古屋公衆医学研究所（人間ドック）			
② 総合犬山中央病院（人間ドック）			
③ 総合犬山中央病院（人間ドック。内視鏡検査に変更）			
④ 総合犬山中央病院（人間ドックと脳ドック）			
⑤ 総合犬山中央病院（人間ドックと脳ドック。内視鏡検査に変更）			
⑥ 伊藤整形・内科（人間ドック）			
⑦ 伊藤整形・内科（人間ドック。内視鏡検査に変更）			
⑧ 伊藤整形・内科（人間ドックと脳ドック）			
⑨ 伊藤整形・内科（人間ドックと脳ドック。内視鏡検査に変更）			
⑩ 江南厚生病院（人間ドック）			
⑪ 江南厚生病院（人間ドックと脳ドック）			
受診日	① いつでもよい ② 不都合日あり	記載欄（不都合日があれば記入してください）	

----- キ リ ト リ -----

平成 30 年度 国民健康保険加入者 人間ドック・脳ドック受診申込用紙

被保険者証番号			
受診希望者氏名		電話番号	() —
住 所			
生年月日		性 別	男 ・ 女
受診希望コース		希望順位	
① 名古屋公衆医学研究所（人間ドック）			
② 総合犬山中央病院（人間ドック）			
③ 総合犬山中央病院（人間ドック。内視鏡検査に変更）			
④ 総合犬山中央病院（人間ドックと脳ドック）			
⑤ 総合犬山中央病院（人間ドックと脳ドック。内視鏡検査に変更）			
⑥ 伊藤整形・内科（人間ドック）			
⑦ 伊藤整形・内科（人間ドック。内視鏡検査に変更）			
⑧ 伊藤整形・内科（人間ドックと脳ドック）			
⑨ 伊藤整形・内科（人間ドックと脳ドック。内視鏡検査に変更）			
⑩ 江南厚生病院（人間ドック）			
⑪ 江南厚生病院（人間ドックと脳ドック）			
受診日	① いつでもよい ② 不都合日あり	記載欄（不都合日があれば記入してください）	

平成 30 年度 後期高齢者医療加入者 人間ドック・脳ドック受診申込用紙

被保険者証番号			
受診希望者氏名		電話番号	() —
住 所			
生年月日		性 別	男 ・ 女
受診希望コース		希望順位	
① 伊藤整形・内科（人間ドック）			
② 伊藤整形・内科（人間ドック。内視鏡検査に変更）			
③ 伊藤整形・内科（人間ドックと脳ドック）			
④ 伊藤整形・内科（人間ドックと脳ドック。内視鏡検査に変更）			
⑤ 江南厚生病院（人間ドック）			
⑥ 江南厚生病院（人間ドックと脳ドック）			
受診日	① いつでもよい ② 不都合日あり	記載欄（不都合日があれば記入してください）	

キ リ ト リ

平成 30 年度 後期高齢者医療加入者 人間ドック・脳ドック受診申込用紙

被保険者証番号			
受診希望者氏名		電話番号	() —
住 所			
生年月日		性 別	男 ・ 女
受診希望コース		希望順位	
① 伊藤整形・内科（人間ドック）			
② 伊藤整形・内科（人間ドック。内視鏡検査に変更）			
③ 伊藤整形・内科（人間ドックと脳ドック）			
④ 伊藤整形・内科（人間ドックと脳ドック。内視鏡検査に変更）			
⑤ 江南厚生病院（人間ドック）			
⑥ 江南厚生病院（人間ドックと脳ドック）			
受診日	① いつでもよい ② 不都合日あり	記載欄（不都合日があれば記入してください）	

注意事項	・人間ドックを受診される方は、特定健康診査を受診することはできません。人間ドック受診決定がされた方には、特定健診記録票は送付いたしませんので予めご了承ください。なお、重複して受診された場合には、後から受診された分の町負担費用を請求することとなりますのでご注意ください。 ・検査結果は、健康づくり事業・特定健康診査事業の資料として利用させていただきます。 ・当選者の変更や当選者の受診機関、受診コースの変更はできません。 ・申込者が、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の滞納がある世帯に属しており、受診申込最終日までに滞納分の納付が無い場合には、申し込みは無効となります。 ・申込後、受診日までに転出や他の医療保険に加入されたことにより、国民健康保険もしくは後期高齢者医療の資格を喪失された場合には、受診決定は取消となります。
受診料	下記受診機関の各項目でご確認ください。受診料は受診されるコースにより異なります。 カッコ内の金額は、受診決定日時点で国民健康保険税もしくは後期高齢者医療保険料の軽減対象となっている世帯に属する方の金額になります。
受診機関	○名古屋公衆医学研究所 検診センター 名古屋市中村区長筈町4丁目23番地 ☎(052) 412 - 3111 受診定員 国民健康保険加入者 人間ドック40名 受診料 人間ドック 9,800円(6,500円) ※ カッコ内は保険税軽減世帯 受診期間 7月18日(水)から7月24日(火) 事後指導日8月28日(火) 11月1日(木)から11月5日(月) 事後指導日12月25日(火) その他 受診日当日は、午前7時10分までに役場玄関前に集合してください。受診機関まで送迎いたします。なお、受診期間中の平日は午前6時45分以降に役場駐車場入口を開門します。
	○総合犬山中央病院 健康管理センター 犬山市大字五郎丸字ニタ子塚6番地 ☎(0568) 62 - 8246 受診定員 国民健康保険加入者 人間ドック50名・人間ドックと脳ドック30名 (うち胃部内視鏡検査に変更は人間ドック25名以内・人間ドックと脳ドック17名以内) 受診料 人間ドック 9,800円(6,500円) ※ カッコ内は保険税軽減世帯 人間ドック(胃部内視鏡検査に変更) 10,740円(7,140円) 人間ドックと脳ドック 23,300円(20,000円) 人間ドックと脳ドック(胃部内視鏡検査に変更) 24,240円(20,640円) 受診期間 7月11日(水)から11月12日(月)まで(土・日・祝日を除く) その他 上記受診期間のうち、受診コースにより実際に受診できる日は異なります。当日は、直接受診機関へお出かけください。時間・場所については後日送付する案内でご確認ください。
	○伊藤整形・内科 健診センター 扶桑町大字高雄字郷東41番地 ☎(0587) 92 - 3382 受診定員 国民健康保険加入者 人間ドック30名・人間ドックと脳ドック40名 (うち胃部内視鏡検査に変更は人間ドック12名以内・人間ドックと脳ドック20名以内) 後期高齢者医療加入者 人間ドック30名・人間ドックと脳ドック47名 (うち胃部内視鏡検査に変更は人間ドック12名以内・人間ドックと脳ドック19名以内) 受診料 国民健康保険加入者 人間ドック 9,800円(6,500円) ※ カッコ内は保険税軽減世帯 人間ドック(胃部内視鏡検査に変更) 10,740円(7,140円) 人間ドックと脳ドック 23,300円(20,000円) 人間ドックと脳ドック(胃部内視鏡検査に変更) 24,240円(20,640円) 後期高齢者医療加入者 人間ドック 6,500円(3,300円) ※ カッコ内は保険料軽減世帯 人間ドック(胃部内視鏡検査に変更) 7,140円(3,640円) 人間ドックと脳ドック 14,600円(11,400円) 人間ドックと脳ドック(胃部内視鏡検査に変更) 15,240円(11,740円) 受診日 国民健康保険加入者 7月18日(水)から8月7日(火)まで(土・日・祝日・木曜日を除く) 11月2日(金)から12月26日(水)まで(土・日・祝日・木曜日を除く) 後期高齢者医療加入者 8月8日(水)から10月31日(水)まで(土・日・祝日・木曜日を除く) その他 上記受診期間のうち、受診コースにより実際に受診できる日は異なります。当日は、直接受診機関へお出かけください。時間・場所については後日送付する案内でご確認ください。
	○江南厚生病院 健康管理センター 江南市高屋町大松原137番地 ☎(0587) 51 - 3311 受診定員 国民健康保険加入者 人間ドック160名・人間ドックと脳ドック70名 後期高齢者医療加入者 人間ドック35名・人間ドックと脳ドック35名 受診料 国民健康保険加入者 人間ドック 9,800円(6,500円) ※ カッコ内は保険税軽減世帯 人間ドックと脳ドック 24,800円(21,500円) 後期高齢者医療加入者 人間ドック 6,500円(3,300円) ※ カッコ内は保険料軽減世帯 人間ドックと脳ドック 15,500円(12,300円) 受診日 国民健康保険加入者 11月1日(木)から12月20日(木)まで(日曜・祝日及び第2・4土曜日を除く) 後期高齢者医療加入者 平成31年1月28日(月)から2月16日(土)まで(日曜・祝日及び第2・4土曜日を除く) その他 上記受診期間のうち、受診コースにより実際に受診できる日は異なります。当日は、直接受診機関へお出かけください。時間・場所については後日送付する案内でご確認ください。